

みやま市総合市民センター（仮称）

基本計画（案）

平成 29 年 3 月

目 次

第1章 基本計画策定の経緯	1
1. 計画策定の経緯	1
2. 上位・関連計画における位置づけ	2
第2章 基本理念・基本方針	3
1. 基本理念	3
2. 基本方針	4
第3章 敷地計画	5
1. 建設候補地	5
(1) 候補地比較	5
(2) 建設地選定の条件	5
(3) 敷地候補地の比較	6
2. 建設用地の条件整理	8
第4章 施設計画	12
1. 既存施設の概要	12
2. 施設整備の基本的考え方	15
(1) 誰もが利用しやすい施設整備	15
(2) 周辺環境に配慮した施設整備	15
(3) 環境に配慮した施設整備	15
(4) ライフサイクルコストに配慮した施設	15
(5) 既存施設との機能連携・分担	16
(6) 防災に配慮した機能整備	16
3. 施設の構成	17
(1) 文化・芸術部門	17
(2) 健康増進部門	19
(3) 子育て支援部門	20
4. 施設の規模	22
5. 配置ゾーニング	24
第5章 事業計画	25
1. 事業方式の検討	25
(1) 整備方法	25
(2) 管理運営方式	27
2. 事業スケジュール	28
3. 概算事業費	29

参考資料

みやま市総合市民センター（仮称）基本計画（案）提出にあたっての付言事項	33
みやま市総合市民センター（仮称）基本計画検討委員会 委員名簿	34
みやま市総合市民センター（仮称）基本計画検討委員会 開催要領	35
みやま市総合市民センター（仮称）基本計画検討委員会 設置要綱	36

第1章 基本計画策定の経緯

1. 計画策定の経緯

本市において、文化・芸術活動や生涯学習活動を支える重要な施設としては、合併前の三町が所有していた瀬高公民館、山川市民センター、まいピア高田の3施設があり、各施設とも年間約45,000人～65,000人に利用されています。その中でも瀬高公民館は昭和52年3月に建設され、建設後約40年が経過しており、老朽化が進んでいます。平成26年度に実施した耐震診断では、耐震性能が不足し、補強工事が必要であるという結果でした。市民福祉や文化の向上という利便性や利用者の安全性や避難施設としての機能性という観点からも、現状のままで利用を続けることは困難であると言えます。

このような中、平成27年10月に策定した「みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の「文化・スポーツを通じた地域振興」の項目では、「市民が多様な文化に触れたり、文化・芸術団体の活動を促進したりする拠点整備を行います。」としています。

総合的な市民センターのあり方を検討するため、本市では、平成27年9月に「みやま市総合市民センターあり方検討委員会」を立ち上げました。この検討委員会では、単に老朽化した施設の更新にとどまらず、市民の文化に触れる機会を創出し、健やかに暮らすことができるような環境整備を行うことが必要であり、みやま市にふさわしい総合市民センターとはどうあるべきかということも踏まえて、議論が進められ、「みやま市総合市民センターのあり方に関する提言書」を取りまとめています。

本計画は、提言書の内容を踏まえ、みやま市総合市民センター（仮称）（以下「総合市民センター」という）の整備に向けた基本方針及び諸条件を整理、検討するものです。

2. 上位・関連計画における位置づけ

総合市民センターの整備について、市の最上位計画である総合計画では、次のように位置付けられています。

第1次みやま市総合計画（2009～2018）（関連箇所抜粋）

第2章 基本方針

（3）豊かなところを育むまちづくり（教育、文化・芸術、スポーツ）

芸術・文化に関しては、住民参加による多様な文化事業の企画・実施を通して、質の高い芸術・文化に接する機会をつくとともに、自らが芸術・文化活動に参加できる環境づくりを目指します。

また、これまで育んできた伝統文化を、地域固有の文化として次代へ大切に保存伝承するように努めます。

さらに、人が学び、活性化するために、世代間交流、地域間交流や国際交流など、地域特性を生かした多様な交流の機会の拡大に努め、社会の流れと地域の流れを感じとり、新たな発想で地域を築く人材の育成に努めます。

また、関連計画として、みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、次のように位置付けられています。

みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略（関連箇所抜粋）

第2章 総合戦略

5 政策目標と具体的な施策

（4）安全・安心で、持続可能な活力ある地域をつくる

⑧文化・スポーツを通じた地域振興

本市に住み続けたいと思えるまちとするためには、だれもが多様な文化に触れる機会の創出やスポーツ活動に参加しやすい環境づくりが必要です。文化活動の拠点を整備し、さまざまな自主活動団体を支援することで、文化の香るまちづくりを推進します。

【具体的な施策】

文化活動の充実と拠点の整備

→文化・芸術団体の自主活動の支援を充実するとともに、市民が多様な文化に触れたり、文化・芸術団体の活動を促進したりする拠点整備を行います。

これら上位・関連計画のほか、みやま市都市計画マスタープランやみやま市シティープロモーション戦略などとも整合性を図り策定します。

第2章 基本理念・基本方針

1. 基本理念

総合市民センターは、文化芸術の振興や生涯学習活動の拠点施設として、市民の心豊かな生活や活力ある社会の実現に寄与することが求められています。

市民センターを整備することによって、市民は様々な文化・芸術活動に参加できるようになり、それに親しみ、楽しむことで、市民生活を豊かにすることを目指します。また、生涯学習活動、地域活動やスポーツ活動などといった世代間交流、地域間交流が増えることで、新たな本市の賑わいを生み出すことを目指します。

整備にあたっては、山川市民センターやまいピア高田の既存ホールとの連携・役割を考慮するとともに、隣接する老人福祉センターや体育館の老朽化を踏まえ、福祉施設の機能や体育施設の機能も備えた施設として検討します。

以上より、総合市民センター整備の基本理念を次のとおり定めます。

【総合市民センター整備に向けたキーワード】

文化・芸術

交流

スポーツ・健康

【基本理念】

- (1) 文化・芸術を継承し、創造、発信する場をつくります。
- (2) 市民が強い絆を形成するための拠点づくりを行います。
- (3) 市民がいきいきと暮らし、にぎわいと活力に満ちた社会を目指します。

2. 基本方針

基本理念を実現するために、各キーワードに応じた基本方針を以下のとおり定めます。

キーワード	基本方針
文化・芸術	<ul style="list-style-type: none">○優れた文化・芸術が鑑賞できる規模のホールを有するものとします。○ホールは多目的な利用を想定し、座席は可動式とします。○ホール機能に付随する諸室も整備します。
交流	<ul style="list-style-type: none">○生涯学習活動や地域活動が活発に行えるよう、利用人数に応じた柔軟な使用が可能な研修室・会議室、和室などを整備します。○市民生活を支援するため、子育てに関する諸室、相談室、ボランティア活動のための室などを整備します。
スポーツ・健康	<ul style="list-style-type: none">○多目的ホールは可動式の椅子にすることで、文化・芸術の鑑賞のみではなく、スポーツ振興や市民の体育・運動ニーズに柔軟に対応できるものとします。また、健康診断などにも利用し、市民の健康増進に寄与するものとします。○市民の健康づくりのために浴場、トレーニングルーム、フィットネスルームを整備します。

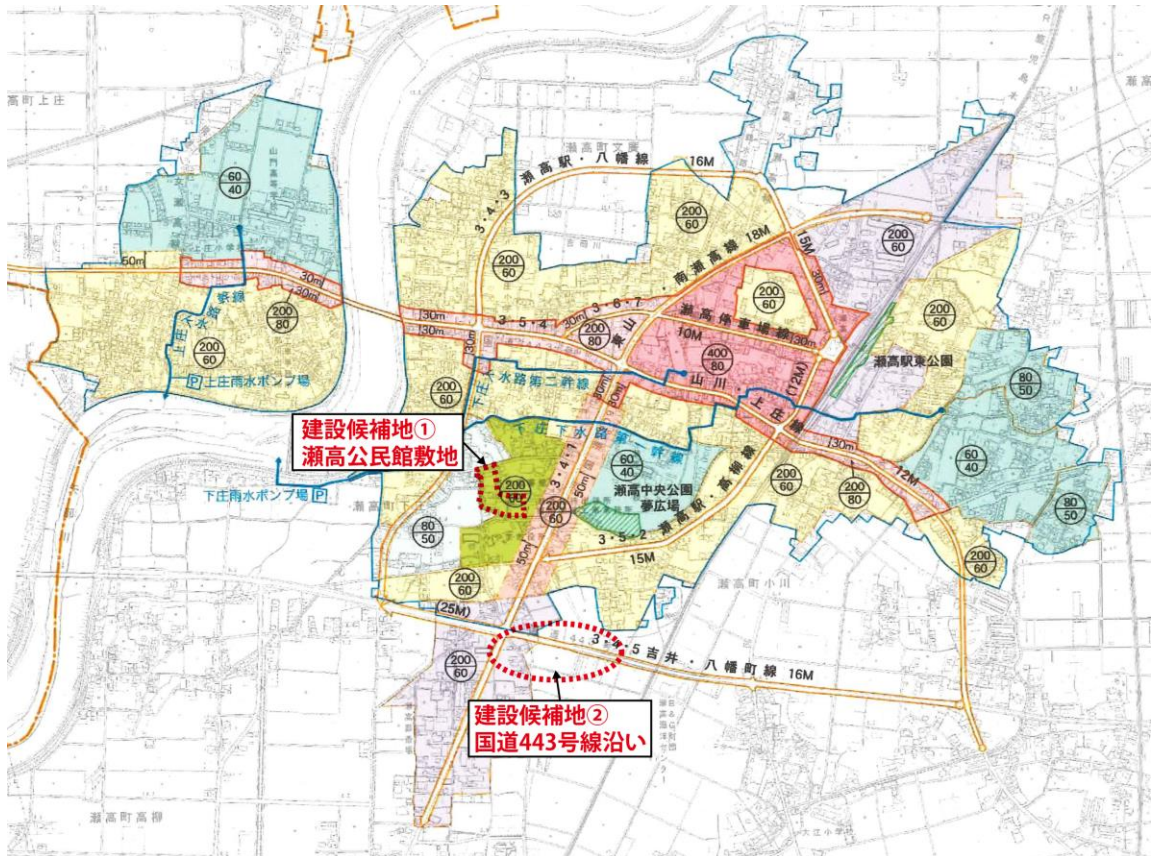
第3章 敷地計画

1. 建設候補地

(1) 候補地比較

建設候補地は、①瀬高公民館と周辺敷地、②国道443号線バイパス沿線の2箇所について検討します。

図 建設予定地候補 位置図



(2) 建設地選定の条件

今回の計画における建設地選定は、次のような条件に配慮する必要があります。

- ①利用者は市内各所から訪れることから、道路及び公共交通機関を含めて交通アクセスとして利便性の良い位置であること。
- ②日影、車の出入りに対する影響、施設からの騒音等、周辺環境に配慮すること。
- ③ハザードマップ等により、敷地の安全性を確保すること。
- ④総合市民センターの規模に応じた適切な広さの敷地が確保されること。
- ⑤敷地取得や地目変更の手続き等が円滑に行えること。
- ⑥造成も含めた建設費を抑制できること。

(3) 建設候補地の比較

前項で示した条件ごとに、建設候補地の特徴を下表に示します。

表 建設候補地の比較

	建設候補地①：瀬高公民館敷地	建設候補地②：国道 443 号沿い
条 件		
用途区分等	・ 第一種中高層住居専用地域	・ 無指定
①交通アクセス	・ 市道に接しており、その市道は東側の国道 209 号線に接続している	・ 国道 443 号線に接している
②周辺への影響	・ 西側に住宅地があるため、計画時に日影、騒音等に配慮	・ 周辺は農地があるため、日影等に配慮
③安全性	・ 浸水想定高さ 0.5～1.0m	・ 浸水想定高さ 0.5～1.0m
④敷地規模	・ 約 9,700 m ²	—
⑤地目	・ 宅地	・ 農地
⑥地盤状況	・ 隣接する図書館の杭長さ：20m	・ 不明 ・ 道路高さまでの土盛りが必要

表 敷地のメリットと課題

	建設候補地①：瀬高公民館敷地	建設候補地②：国道 443 号沿い
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 市役所、市立図書館など市の主要施設が隣接しており、一体的な利用ができる 市有地であること、また下水道整備計画もあることから、用地取得費や工事費などの費用が抑えられ、全体事業費の軽減が見込まれる 建設候補地②と比較して、用地取得や造成などに要する期間の短縮が見込まれる 大規模集客施設に該当すれば、福岡県の「立地ビジョン」における課題はあるものの、現状の都市計画の用途区分において協議により建設が可能と見込まれる 	<ul style="list-style-type: none"> 既に「道の駅みやま」等が立地しており、市の新たな賑わいの場所として期待できる 九州自動車道みやま柳川インターに近く、交通アクセスが良い 建設期間中も瀬高公民館を使用できる 用途地域外であるので、延床面積 10,000 m²まで立地上の規制はない
課題	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法の立地規制があるため、ホールをはじめ施設の用途等について、関係機関と協議を要する 新たな駐車場の確保やアクセス道路への配慮が必要となる 既存施設の解体が必要なため、工事期間中は他の公共施設を利用する必要がある 既存住宅地にあり、新たに取得できる用地に限られる 	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域外であるため、大規模集客施設に該当すれば「立地ビジョン」における立地抑制地域となり、都市計画全体の見直しを要する 農地に計画する場合は、農業振興地域からの「除外」や「農地転用」などの手続きが必要となる 用地取得や造成などに費用を要する 金栗交差点など、交通渋滞が悪化する恐れがある



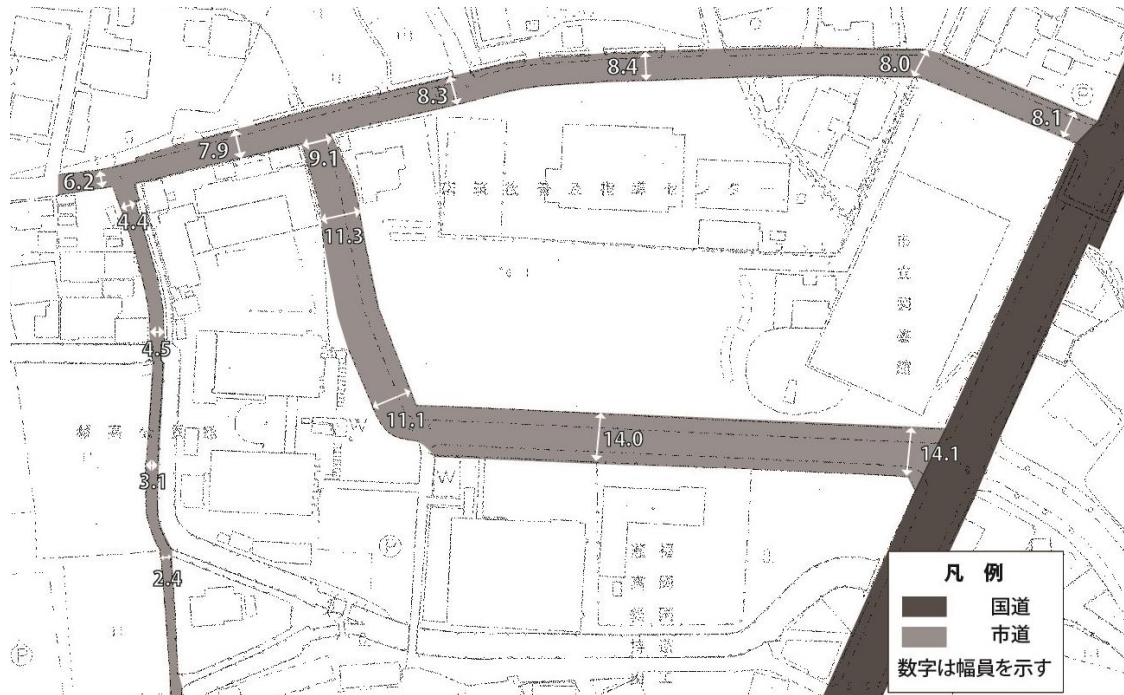
建設候補地の 2 案について、法的条件や周辺環境、経済性など様々な面から比較検討を行ってききましたが、国道 443 号線沿いは、都市計画の取扱いや、農地転用の手続きに時間を要すること、また、土地購入・造成に費用を要することなどから、総合的に判断した結果、**瀬高公民館及び周辺を建設地**とします。

2. 建設地の条件整理

①周辺の道路状況とアクセス環境

- ・周辺の道路はすべて市道であり、その幅員は下図のとおりです。現瀬高公民館前の道路の幅員は、歩道も含めて概ね11mです。

図 周辺道路の管理主体及び幅員状況



②バス交通

- ・建設地周辺のバス停は、隣接する「みやま市役所」及び「かたらい館」の近くにあります。方面別の運行状況は、以下のとおりです。どの路線も土曜・日曜・祝日・年末年始を除き、午前が2～5便、午後が1～6便の運行となっています。

表 福祉バスの運行状況

行き先	運行本数	運行日
水上・清水路線	午前：2便、午後：2便	奇数日
上庄・本郷路線	午前：2便、午後：2便	奇数日
瀬高－高田路線（太神・岩田経由）	午前：2便、午後：2便	偶数日
高田－瀬高路線（江浦・浜田・大江経由）	午前：2便、午後：1便	奇数日
高田－瀬高路線（国道209号経由）	午前：5便、午後：6便	毎日
山川－瀬高路線	午前：5便、午後：6便	毎日
高田南部路線	午前：2便、午後：1便	偶数日
高田西部路線	午前：2便、午後：1便	偶数日
山川－高田路線（亀谷・竹飯経由）	午前：2便、午後：2便	奇数日
山川－高田路線（田浦・田尻経由）	午前：2便、午後：2便	偶数日

③用途地域の状況

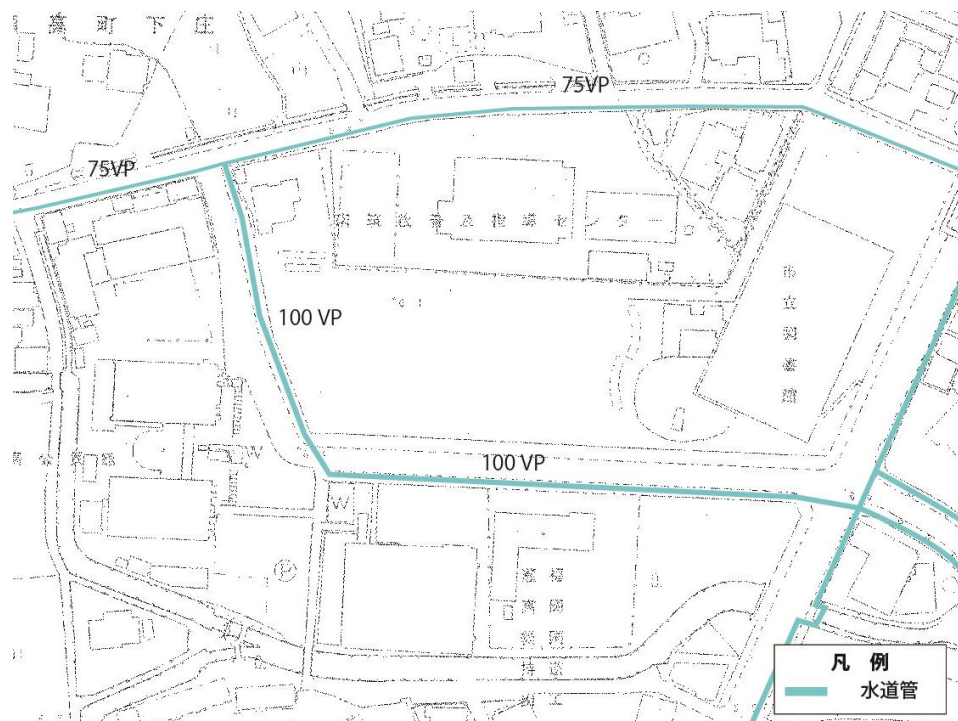
- ・本建設地は第一種中高層住居専用地域であり、建物の配置を考える上で、次のような建築基準法の規定を順守する必要があります。

項目	基準
建ぺい率／容積率	60％／200％
日影規制	5～10m範囲：4時間、10mを超える範囲：2.5時間
道路斜線	適用距離：20m 勾配：1.25
隣地斜線	立ち上がり：20m 勾配：1.25

④インフラの状況

(上水道)

- ・瀬高公民館前の道路に上水管（管径 100VP）が整備されています。



(下水)

- ・建設地周辺では、公共下水道の整備計画がありますが、将来、下水道が整備されるまでは、合併浄化槽を整備する必要があります。

(ガス)

- ・都市ガスは整備されておらず、整備に際しては集中プロパン庫の設置が必要です。

⑤ 駐車場の状況

- ・現在、建設地周辺の来客用駐車場の駐車台数は、493台あります。
- ・総合市民センターの建設後、大きなイベント開催時には来客用駐車場が不足する可能性がありますので、周辺駐車場の活用や臨時バス運行等の対策を検討します。

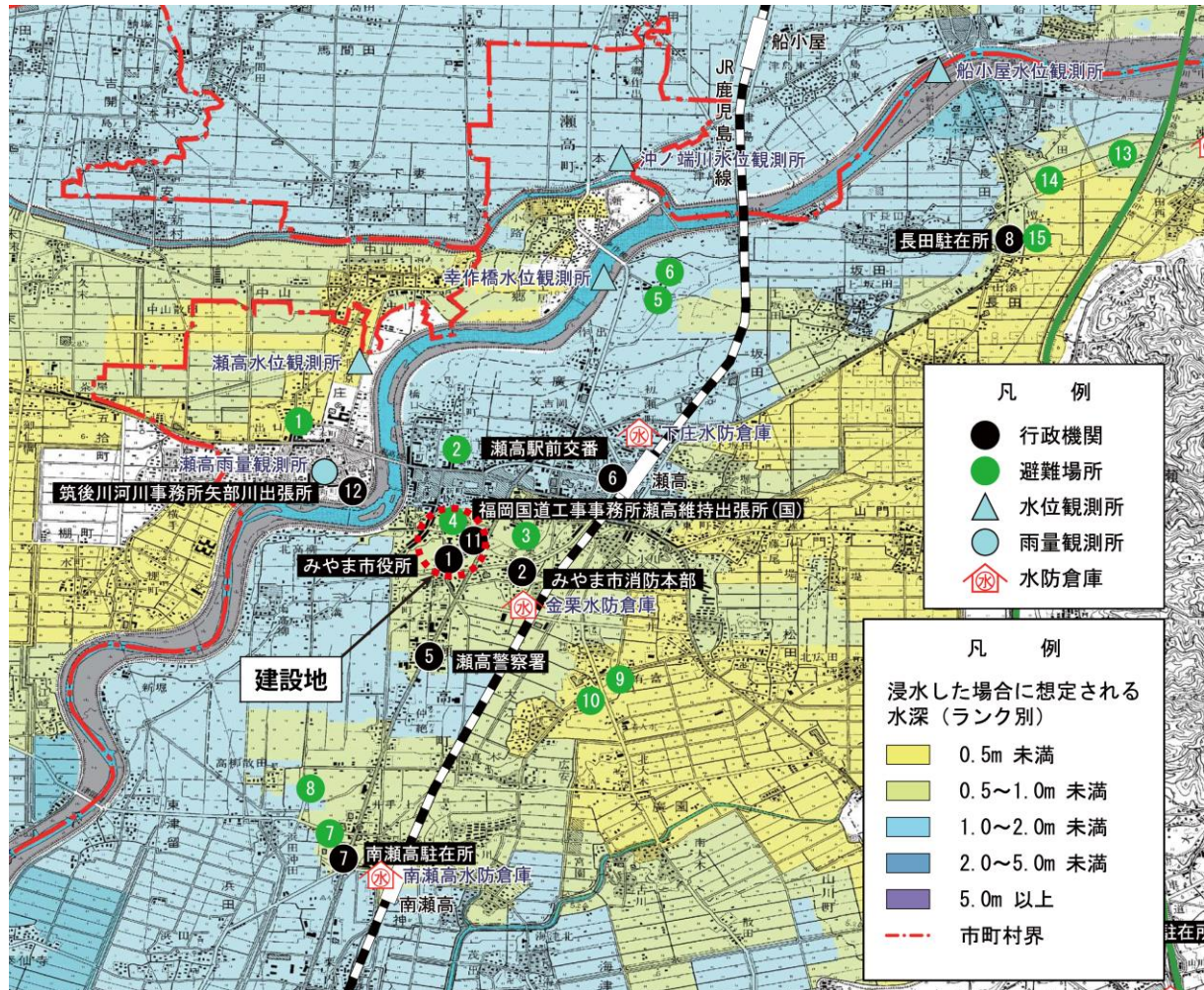
図 建設地周辺の駐車場の状況



⑥洪水ハザードマップ

- ・建設地周辺の浸水状況をみると、0.5～1.0m未満となっています。避難所に指定する場合は、洪水時に備え、洪水対策及び避難所としての機能を設計時に検討する必要があります。

図 建設地周辺の想定される浸水高さ



第4章 施設計画

1. 既存施設の概要

本市には、旧町ごとに「瀬高公民館」、「山川市民センター」、「まいピア高田」が立地しており、新たな総合市民センターを設置した場合は、各施設との役割分担を明確にし、その運営方法を検討する必要があります。

図 各施設の位置（ホール、保健福祉施設、体育施設）

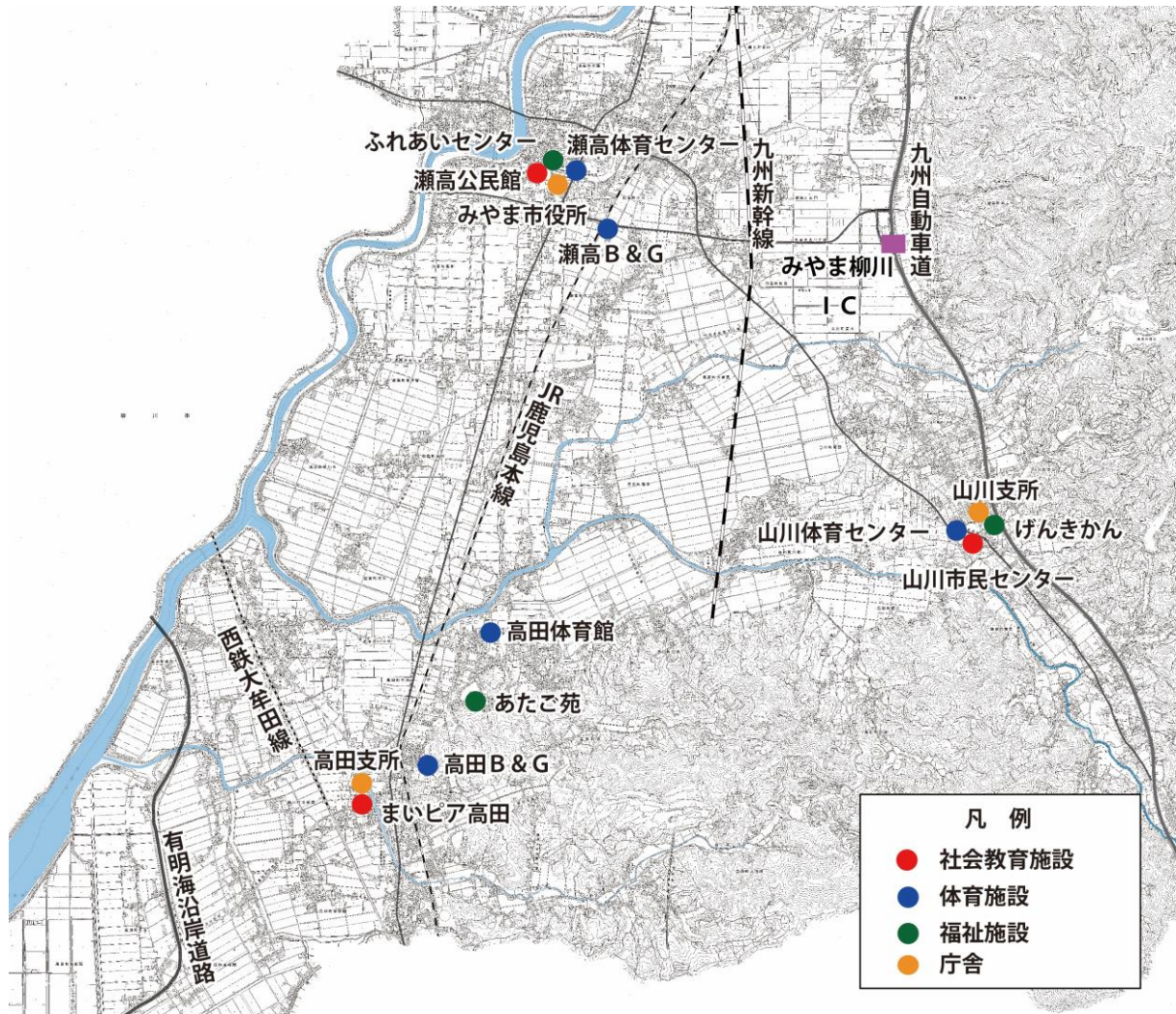


表 各施設の概要

【ホール】

	瀬高公民館	山川市民センター	まいピア高田
建築年月	昭和52年3月	平成16年3月	平成18年3月
建物延床面積	2,341 m ²	2,289 m ²	5,064 m ²
敷地面積	6,458 m ²	5,228 m ²	13,832 m ²
主な施設 ※ () 内は部屋数	<ul style="list-style-type: none"> ・大ホール (固定式418席) ・研修室(7) ※うち4室:和室 ・会議室 ・視聴覚室 ・支援相談室 ・多目的研修室 ・調理実習室 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ホール (可動式309席) ・会議室(3) ・小会議室 ・研修室 ・和室(2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的ホール (可動式450席) ・能舞台 ・楽屋(4) ・リハーサル室 ・会議室(4) ・和室 ・調理実習室 ・金工・木工室 ・ボランティア室
その他	耐震診断の結果耐震性は基準値以下		

【保健福祉施設】

	かたらい館 ふれあいセンター ボランティアセンター	げんきかん	あたご苑
建築年月	<ul style="list-style-type: none"> ○かたらい館 昭和53年12月 ○ふれあいセンター 昭和60年3月 ○ボランティアセンター 平成5年3月 	平成8年7月 (平成11年増築)	平成9年2月
建物延床面積	<ul style="list-style-type: none"> ○かたらい館 526 m² ○ふれあいセンター 339.31 m² ○ボランティアセンター 72.96 m² 	1,519.2 m ²	3,233 m ²
敷地面積	1,594 m ²	3,713 m ²	9,812 m ²
主な施設 ※ () 内は部屋数	<ul style="list-style-type: none"> ○かたらい館 <ul style="list-style-type: none"> ・事務室 ・機能回復訓練室 ・教養娯楽室、集会室 ・浴室 ・健康相談室 ・管理人室 ・生活相談室 ○ふれあいセンター <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者(児)作業室、和室(3) ○ボランティアセンター <ul style="list-style-type: none"> ・会議室(2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康相談室 ・母子保健室 ・集団指導室 ・ボランティア室 ・事務室 ・相談室(2) ・会議室 ・日常動作訓練室兼食堂、厨房 ・大広間 ・生活指導室兼教養娯楽室 ・浴室、特浴室 ・トレーニング室 ・保健研修室 ・調理実習室 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修室(3) ・食堂兼娯楽室 ・浴室、特浴室 ・食堂兼休憩室(2) ・日常動作訓練室 ・作業室 ・デイサービス事務室 ・障がい者浴室 ・幼児プレイルーム ・栄養指導室 ・ボランティア室 ・和室 ・機能訓練室 ・健康指導室 ・診察室(2) ・事務室

【体育館】

	瀬高 体育センター	山川 体育センター	高田体育館	瀬高 B&G 海洋センター	高田 B&G 海洋センター
建築年月	昭和 53 年 3 月	平成 5 年 3 月	昭和 53 年 4 月	昭和 60 年 4 月	昭和 57 年 7 月
延床面積	1,422.81 m ²	1,302 m ²	3,158.18 m ²	1,716 m ²	1,627 m ²
敷地面積	12,937.60 m ²	4,160 m ²	5,210.46 m ²	8,537 m ²	21,133 m ²
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホール ・ 卓球室 ・ 体育室 ・ ステージ ・ 控室 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 談話コーナー ・ 卓球室 ・ アリーナ ・ ステージ ・ 控室 	<ul style="list-style-type: none"> ・ トレーニン グ室 ・ 柔道場 ・ 剣道場兼卓 球場 ・ 大体育室 ・ 会議室 ・ 研修室 ・ ギャラリー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アリーナ ・ ミーティン グルーム ・ 武道場 ・ プール 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アリーナ ・ ミーティン グルーム ・ 武道場 ・ プール

2. 施設整備の基本的考え方

総合市民センターの整備にあたっては、基本理念と基本方針を踏まえ、次の項目に配慮した施設とします。

(1) 誰もが利用しやすい施設整備

- ・本施設は、乳幼児からお年寄り、あるいは妊産婦や障がい者など、多様な市民が利用する施設となります。このため、誰もが円滑かつ快適に移動できる動線の確保、わかりやすいサインの設置など、ユニバーサルデザインに配慮した建物とします。
- ・建設地周辺には、市役所、図書館、筑後普及指導センター、国道工事事務所など多くの公共施設が集積しており、車の出入りが多い地区となっています。このため、整備計画では他の施設への来館者の車、荷物搬入車などの車動線を検討し、可能なかぎり利用者の動線を分離し、安心してアクセスできる施設とします。

(2) 周辺環境に配慮した施設整備

- ・建設地には道路斜線や日影などの規制があり、建築基準法上、一定の形態制限がかかります。西側には住宅地や農地があることから、日影に対しては建築基準法の規定を順守したうえで、可能な限り日陰にならないように配慮します。
また、音楽等の練習に対しては、大きな音が外に漏れないよう配慮します。
- ・大きなイベントがある場合は、建設地及び図書館西側の空き地だけでは来客者駐車場が不足することが想定されます。このため、市役所や周辺施設と連携して駐車場を確保します。
- ・建設地及び周辺では、他の公共施設の車の進入も多くあることから、新たな駐車場や進入路の整備についても検討していきます。

(3) 環境に配慮した施設整備

- ・自然エネルギーの導入や省エネルギーに取組み、環境負荷に配慮した建物とします。
- ・環境負荷の軽減を図るため、太陽光発電やLED照明などの設備の導入、自然通風や自然採光の導入などの自然エネルギーの活用を図り、環境に配慮した設備計画となるよう検討します。

(4) ライフサイクルコストに配慮した施設

- ・建物は建設後、日常的な点検と定期的な修繕等の維持管理をすることで、ライフサイクルコストを低減することができます。このため、設計の段階から維持管理が容易な建物にするともに、日常点検及び建物の部位ごとの修繕周期を考慮した定期修繕を実施していきます。

(5) 既存施設との機能連携・分担

- ・本市内の既存施設は、ホールとして「山川市民ホール」「まいピア高田」、保健福祉施設として「かたらい館」「げんきかん」「あたご苑」、体育館として「瀬高体育センター」「山川体育センター」「高田体育館」「瀬高B&G海洋センター」「高田B&G海洋センター」があります。
- ・新たな総合市民センターの建設においては、他の既存施設との機能・連携に配慮した施設運営の検討を行います。特に多目的ホールについては、イベントの規模や内容に応じて、その役割分担を明確にし、運営方法を検討していきます。

(6) 防災に配慮した機能整備

- ・現在の瀬高公民館は、災害時における避難場所に指定されています。新たな総合市民センターを「避難所」として指定する場合には、一時的な避難所として使用できる施設計画、運営方法に配慮した建物となるよう検討します。
- ・浸水ハザードマップによる建設地周辺の水深は0.5～1.0m未満となっており、建物への浸水を防ぐための整備を検討する必要があります。

3. 施設の構成

本施設は、「文化・芸術部門」「健康増進部門」「子育て支援部門」の3部門で構成します。各部門の機能は、以下のとおりです。

(1) 文化・芸術部門

- ①ホール系機能
- ②研修・交流系機能
- ③管理機能

①ホール系機能

(客席)

- ・300～400席のホールは山川市民センターとまいピア高田に備わっており、300～400人規模のイベントは両施設で対応可能です。
- ・本施設の多目的ホールは、施設自体の稼働率を上げることを考慮し、体育センターの機能を兼ねバレーボールコート2面またはバスケットボールコート1面が確保できる規模とし、瀬高体育センター程度の広さとします。
- ・客席は可動式とし、800席程度で、収納が可能なものとします。
- ・現況の瀬高公民館の客席サイズは非常に小さいため、ゆとりをもってイベント等を楽しむことができるよう、客席はゆとりあるサイズ、配置とします。
- ・客席の一部には車椅子席を設置し、誰もが舞台を楽しめるように配慮します。
- ・2階からもスポーツ等を観戦できるよう、観覧スペースを設置します。

(舞台)

- ・本市で開催される主な演目やイベント、他自治体の事例等を研究し、基本設計時において、その舞台のサイズを設定します。

表 他自治体の舞台サイズ

市名	名称	座席数		舞台規模 (m)					
		ホール1	ホール2	ホール1			ホール2		
				間口	奥行	高さ	間口	奥行	高さ
中間市	なかまハーモニーホール	748	350	15	13	9	9	6	4
古賀市	古賀中央公民館	805		16	13	7			
八女市	八女市民会館	790	252	16	13	16	8	3	5
うきは市	うきは市市民ホール	788		15	9	8			
朝倉市	朝倉総合市民センター	1080	478	17	13	7	16	9	6
大川市	大川文化センター	1105	300	18	13	8	9	5	4

資料：全国劇場・音楽堂情報サイトより

(ロビー・ホワイエ)

- ・ホワイエは、大ホール利用者の待合いや休憩スペースとなるため、余裕のあるスペースとします。また、展示ギャラリーとして利用できるようにします。
- ・トイレはホール近くに配置します。多目的トイレは、障がい者などが利用しやすい位置に、男女それぞれ設置します。

(リハーサル室)

- ・リハーサル室は、音楽などの大きな音が出るため防音機能を備えるとともに、会議・研修棟から離れた位置に設けます。
- ・踊りや演劇の動きなどを確認するため、壁の一部には、全身を映す鏡を設置します。

(控室)

- ・演者等が集中して準備できる控室を6室（小2室、中4室）設けます。
- ・演者等のために、控室近くに専用のトイレを設置します。

(搬入口、荷捌き)

- ・舞台への道具の搬入は、大型搬入車から積み下ろしが容易にできるよう動線に配慮します。

(倉庫)

- ・舞台関連の多種多様な道具・備品等を収納できる十分な倉庫をステージ近くに配置し、スタッフと演者との動線が交わらないように配慮します。

②研修・交流機能

(スタジオ・音楽練習室)

- ・ピアノや軽音楽の練習ができる防音室の部屋を設置します。防音室には前室を設け、最大限音漏れがないような構造とします。

(会議・研修室)

- ・15～20名の会議が可能な部屋を3室、30～35名の会議ができる部屋を1室とし、一体的に利用する場合は、100人（教室型）が収容可能な部屋を設けます。
- ・これらの部屋は、可動式間仕切りで区画ができるようにし、各区画した部屋ごとにテレビモニター等を整備し、視聴覚室の機能も兼ねるようにします。

(和室)

- ・茶道や華道等の利用、災害時の一時避難、休憩場所として和室を設けます。
- ・和室では飲食も可能とし、調理実習室に併設します。

(託児室・授乳室)

- ・乳幼児を連れた人が利用しやすい位置、また、管理者の目が届く場所に設置します。
- ・給湯室は、授乳室及び会議室・研修室に近接して設けます。

③管理関係

(事務室関係)

- ・管理運営スタッフの執務スペースとし、施設受付のための窓口、カウンターも設置します。
- ・スタッフの更衣室や清掃員の休憩スペースなどは必要に応じて適宜設置します。
- ・管理部門の効率化のため、健康増進部門、子育て支援部門の事務機能もあわせて行うことができるよう、検討します。

(倉庫・トイレ等)

- ・会議・研修機能のゾーンにトイレを設置し、多目的トイレも併設します。

(2) 健康増進部門

①運動機能

②健康機能

③管理機能

①運動機能

(トレーニングルーム)

- ・市民の日常的な運動不足の解消や健康増進のため、トレーニング機器を配置したトレーニングルームを設置します。
- ・トレーニング機器は、部屋の規模も勘案し、必要な種類を検討し配置します。

(フィットネスルーム)

- ・ダンス、エアロビックス、ヨガなど多様な運動や体操に対応できるような部屋とします。
- ・トレーニングルーム及びフィットネスルームは、廊下側をガラス張りとするなど、開放的にすることも検討します。

(更衣室・シャワー室)

- ・トレーニングルームとフィットネスルームに近い場所に、更衣室とシャワー室を設置します。

②健康機能

(浴場)

- ・男女別々に浴場を設置します。規模としては瀬高老人福祉センターの約2倍程度の広さとしませんが、歩行プール及びケアプールは設置しません。
- ・浴場の脱衣室には、それぞれトイレを設けます。

(休憩室)

- ・入浴後にしばらく休憩できるように、浴場から近い位置に和室の部屋を設けます。

(調理実習室)

- ・料理教室や食育推進のため、講師用調理台と生徒用調理台を備えた調理実習室を設置します。

③管理機能

(売店)

- ・入浴や運動後には休憩など、利用者の利便性に考慮し、イトインスペースのある売店を設置します。

(3) 子育て支援部門

①子育て支援機能

②管理機能

① 子育て支援機能

(子育て支援センター・事務室関係)

- ・社会福祉協議会や子育て支援の事務室及び応接室を設置します。会議・研修機能の事務室内に収めることも検討します。

(子育て相談室)

- ・独立した相談室を3室設け、子育て支援や相談に柔軟に応じられるようにします。

(子ども広場)

- ・乳幼児対象の遊具を置いたキッズルームを、子育て支援センターの近くに設け、必要な面積を確保します。また、親子がふれあえる屋外広場を設置します。

(ボランティアルーム)

- ・ボランティア団体活動のための部屋を設けます。ロッカーや棚などは団体ごとに備え、テーブルは共用とし、柔軟性のある使い方ができる部屋とします。

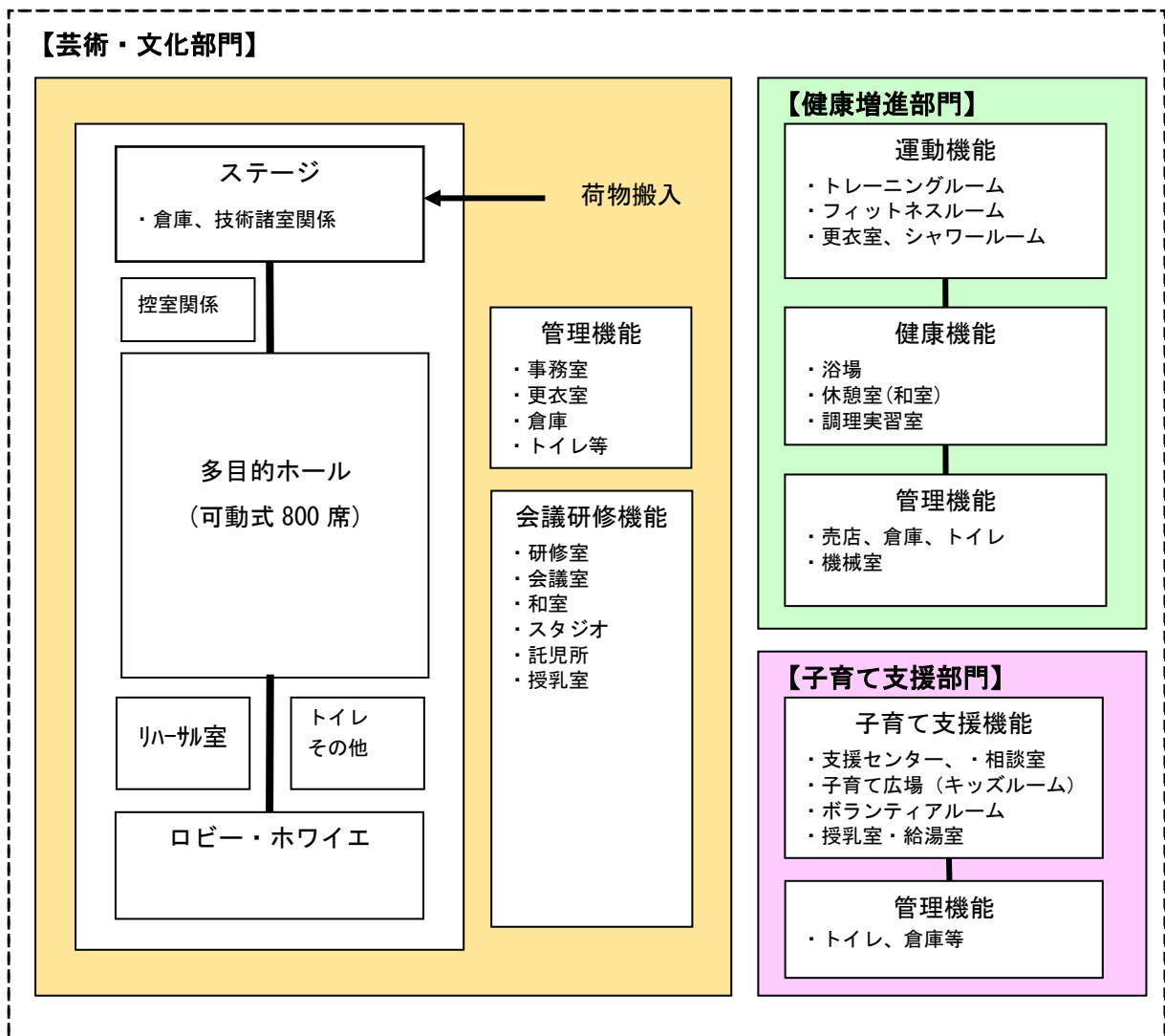
(授乳室、託児室)

- ・子育て支援センターや子ども広場には、保護者等が来る機会が多いため、託児室を設けます。
- ・文化・芸術部門とは別に授乳室を設置し、近くには給湯室を設けます。

②管理機能

- ・健康増進部門とは別に、倉庫、トイレを整備します。トイレには幼児用のブースを男女それぞれ設置します。

図 施設の機能構成イメージ



4. 施設の規模

前項の「文化・芸術部門」「健康増進部門」「子育て支援部門」に関する各所要室と必要な規模を下表に示します。全体面積は、概ね 5,900 m²程度になると想定されます。

【文化・芸術部門の所要室と面積】

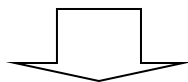
区分	所要室	機能等	概算面積(m ²)
大ホール	客席	可動式 800 席 バレーボールコート 2 面またはバスケットボールコート 1 面	1,000
	ステージ	・間口 15m 程度、奥行き 13m 程度を想定 (他自治体 800 席の舞台事例から想定) ・多目的ホールを広く使用する方法として、可動式舞台として通常はホールとして使用することも想定される	400
	控室	・小室 2 室 中 4 室 ・利用者の控室及び更衣室として男女それぞれ 2 室ずつ想定	130
	練習室 リハーサル室	・リハーサルや作品制作等に利用 ・会議室や控室としても利用 ・防音室機能	70
	給湯室、技術諸室 荷物搬入口	・給湯室を控室近くに配置 ・ステージ近くに搬入口を設置	30
	技術諸室	・調光操作室、音響調整室、映写室	60
	ロビー・ホワイエ	・展示ギャラリーコーナーの併設	350
会議・研修等	スタジオ・音楽練習室	・ピアノ・軽音楽の練習を可能とする ・防音設備の整備	25
	会議室・学習室・ 娯楽室	・可動式間仕切りで区画 ・小室 3 室、中室 1 室とし、一体的に利用する場合は、教室型で最大 100 名、椅子式で最大 150 名、収容可能とする ・テレビモニター等を整備し、視聴覚室の機能を兼ねる	200
	和室	・茶道や華道等の利用、災害時の避難、休憩場所として利用 24 畳程度を 2 室	90
	託児室・授乳室	・乳幼児を持つ人が利用しやすいような位置に配置	30
管理関係諸室	事務室、更衣室、 用務員室		80
	倉庫、機械室、 トイレ、玄関、廊下等		2,080
計			4,545

【健康増進部門の所要室と面積】

区分	所要室	機能等	概算面積(m ²)
運動	トレーニングルーム	・トレーニング機器の設置	150
	フィットネスルーム	・ダンス、エアロ、ヨガ等の練習に使用	70
	更衣室・シャワー室	・男女それぞれ1室	60
健康	浴場	・瀬高老人福祉センターの2倍の広さ想定 ・歩行プール及びケアプールは設置しない ・浴室、脱衣室、ボイラー室、便所を整備	150
	休憩室	・和室 21畳 2室	70
	調理実習室	・料理教室、食育推進のための部屋	70
管理関係	売店		30
	倉庫、機械室、トイレ、玄関、廊下等		400
計			1,000

【子育て支援部門】

区分	所要室	機能等	概算面積(m ²)
子育て支援 関係	子育て支援センター・事務室	・職員用の事務室及び応接室設置	50
	子育て相談室	・独立した部屋を3室設置	70
	子ども広場	・キッズルーム兼ねる	35
	授乳室・給湯室	・乳幼児を持つ人が利用しやすい授乳室、給湯室の設置	10
	ボランティアルーム	・ボランティア団体活動のための部屋	40
管理関係	倉庫、トイレ、玄関、廊下等		150
計			355



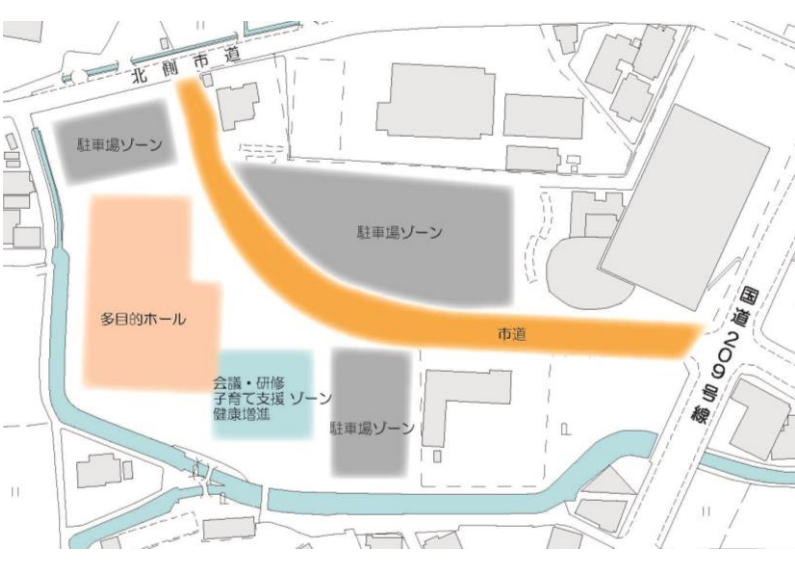

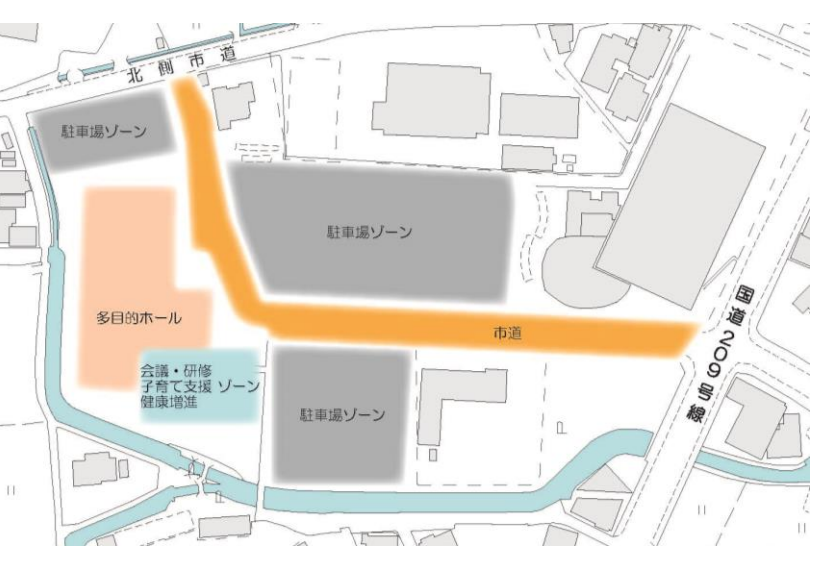
合計概算面積	5,900 m ²
--------	----------------------

5. 配置ゾーニング

瀬高公民館、瀬高体育センター、ふれあいセンター及び市立図書館西側の駐車場を敷地範囲とした場合、国道 209 号線から敷地の中央を通過して北側市道に抜けている市道の条件によって、3 案の配置ゾーニングが想定されます。現況道路案（C 案）では、建設地の東西間の幅が狭く、平面計画上も柔軟性が乏しくなります。

道路振替え案（A 案）と敷地一体型案（B 案）が現実的であると考えられます。特に敷地一体型案（B 案）は、駐車場も一体的に確保でき、土地利用の効率性、施設計画の柔軟性などを総合的判断した場合、他の案より優れていると考えられます。

駐車台数は、いずれの案も 250 台程度配置できると見込まれます。

	道路振替え案（A 案）	敷地一体型案（B 案）	現況道路案（C 案）
土地利用ゾーニング			
計画条件	<ul style="list-style-type: none"> 瀬高公民館、瀬高体育センター、ふれあいセンター他を同時解体して、一体的に計画 敷地に余裕を確保するため、道路を緩やかに振替える案 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の同時解体は A 案と同じ 市道を国道 209 号線から中央部までとし、敷地を一体的に整備する案 	<ul style="list-style-type: none"> 道路形状は変更せず、建物の整備は、瀬高公民館及びふれあいセンターの範囲で計画
土地利用・平面計画のメリット・デメリット	<p>(メリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市道及び上水道管の整備においては、一部付け替えで済む 道路を振替えることで建設地に余裕ができ、多目的ホールにバレーボールコート 2 面またはバスケットボールコート 1 面を配置することが可能となる <p>(デメリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> 駐車場が分散配置となり、歩車道の分離が難しい 区画形質の変更を伴うため、開発許可の対象となる可能性があり、事業スケジュールに影響を与える 	<p>(メリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地内市道を一部廃止することで、敷地の一体的な活用が可能となり、駐車場をまとめて配置できる 平面計画上、多様な案が構想され、柔軟性がある <p>(デメリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> 区画形質の変更を伴うため、開発許可の対象となる可能性があり、事業スケジュールに影響を与える <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> メインの出入口となる国道 209 号からのアプローチ道路に対して、真正面に多目的ホールの配置が可能となり、建物の構えとしてもバランスが取れる 	<p>(メリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現況の体育センター、ふれあいセンターを利用しながら総合文化センターの建設が可能となる <p>(デメリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> 多目的ホールにバスケットボールコート 1 面の広さの確保が難しい 駐車場が分散配置となり、歩車道分離が難しい <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事中、既存施設の利用者と工事関係者が錯綜する恐れがある

第5章 事業計画

1. 事業方式の検討

(1) 整備方法

- ・地方公共団体において、公共施設の老朽化を契機として、施設の再整備のニーズが高まっています。しかし、人口減少など財政状況が厳しくなる中で、経常的な経費や投資的経費の縮減は避けられず、新規の投資に限らず、長期にわたる維持管理コストを含めた公共施設の整備、維持管理の取組みが不可欠となっています。
- ・このような背景のもと、公共施設整備において官民連携型の手法の導入の動きが高まっています。
- ・今回の総合市民センターの整備において想定される事業方式について検討します。
- ・整備方法として大きくは①公共直営、②官民連携型があり、「従来方式」では設計、施工別発注、設計施工一括方式、「官民連携型」では民間委託方式、PFI方式を想定します。その方式の概要とねらいを示したのが下表です。

表 事業方式とねらい

方式		建設	管理 運営	手法の概要と導入の狙い
公 営 直 営	設計、施工別発注	公共	公共	<ul style="list-style-type: none"> ・公共が資金を調達し、施設の設計、建設を別発注する方式 ・維持管理・運営を行う（清掃、警備等は民間委託） （狙い） ・既存の手法であり、経験もあり効率的に実施可能
	設計、施工一括発注	公共	公共	<ul style="list-style-type: none"> ・公共が資金を調達し、施設設計者と建設会社の連携チーム、あるいは設計部門を有する建設デベロッパーに設計と建設を一括して発注する方式 （狙い） ・設計段階から施工を見据え、工期の短縮等が可能
P P P 官 民 連 携	民間委託 公設・民営	公共	民間	<ul style="list-style-type: none"> ・公共が施設を建設、施設運営・管理を民間委託 （狙い） ・民間のノウハウによるサービスの効率的提供、質の向上
	アウトソーシング	-	民間	<ul style="list-style-type: none"> ・公共サービスの窓口業務などの民間委託 （狙い） ・サービスコストの削減、民間ノウハウの活用

○設計・施工一括方式のメリット、デメリット

- ・これまで民間建設で導入されていた設計・施工一括方式は、これまでの画一的な分離方式によって設計見積と施工者見積との乖離による入札不調・不落、発注者のマンパワー不足などの問題が発生し、近年、公共工事でも設計・施工一括方式が採用されています。
- ・しかしながら、国によって「設計・施工一括発注方式」のメリット・デメリットが示されており、設計・施工一括発注方式についても慎重に検討する必要があります。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・設計と施工を一元化することにより、施工者のノウハウを反映した設計や、施工者の固有の技術を活用した設計が可能となる ・発注業務が軽減されるとともに、設計段階から施工の準備が可能となる ・設計時から施工を見据えた品質管理が確保される ・施工者の得意とする技術の活用により、より良い品質の建物ができる ・技術と価格の総合的な入札競争により、施工者の固有技術を活用した合理的な設計が可能となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工者側に偏った設計になりやすくなる ・設計者や発注者側のチェック機能が働きにくくなる ・契約時に受発注者間で明確な責任分担がない場合、工事途中段階で調整しなければならなくなったり、受注者側に過度な負担が生じることがある ・発注者側が設計、施工を丸投げした形になると本来、発注者が負うべきコストや品質確保に関する責任が果たせなくなる

○PFI方式の課題

- ・PFI方式は民間資金と民間のノウハウを活用し、コスト低減や発注者側のマンパワーの代行といった点では優れていると考えられます。しかしながら、本施設で採用する場合、次のような課題が発生すると考えられ、採用するにあたっては慎重に検討する必要があります。

<ul style="list-style-type: none"> ・準備段階として、PFI方式の事業計画の妥当性とデベロッパーの進出意向の確認を行う必要があるため「PFI導入可能性調査」を実施する必要がある。このため、設計、建設までに時間を要するとともに、準備段階での費用も発生する。 ・本施設は基本的に市民サービスの施設であるため、民間事業者が収益を得られる主要な部分は少なく、民間事業者にとって大きな収益は期待できない。したがって、民間事業の立場から見ると事業収益的には厳しい施設であり、この点からみても可能性調査が必要である。
--

(2) 管理運営方式

- ・本施設を、みやま市民の芸術と文化活動、健康増進、子育て支援の建物として管理運営していくためには、設計段階から市民ニーズを見据えた運営方式、企画制作に長けた人材の登用などを検討する必要があります。
- ・管理運営に関する基本的な事項として次の3項目について示します。

①市民の組織づくり

- ・本施設を有効に活用していくためには、文化・芸術団体の代表者や市民公募、有識者等により管理運営や利活用を協議する場を設け、利用のルール、新たな活動組織の構築、施設運営の市民協働のあり方などについて検討していきます。

②管理主体の考え方

- ・公共施設の管理方式としては、市が直接運営を行う「直営方式」と特定の事業者を指定して行う「指定管理者制度」があります。
- ・指定管理者を受託する団体は「民間事業者」、「財団」、「NPO法人」などがあります。

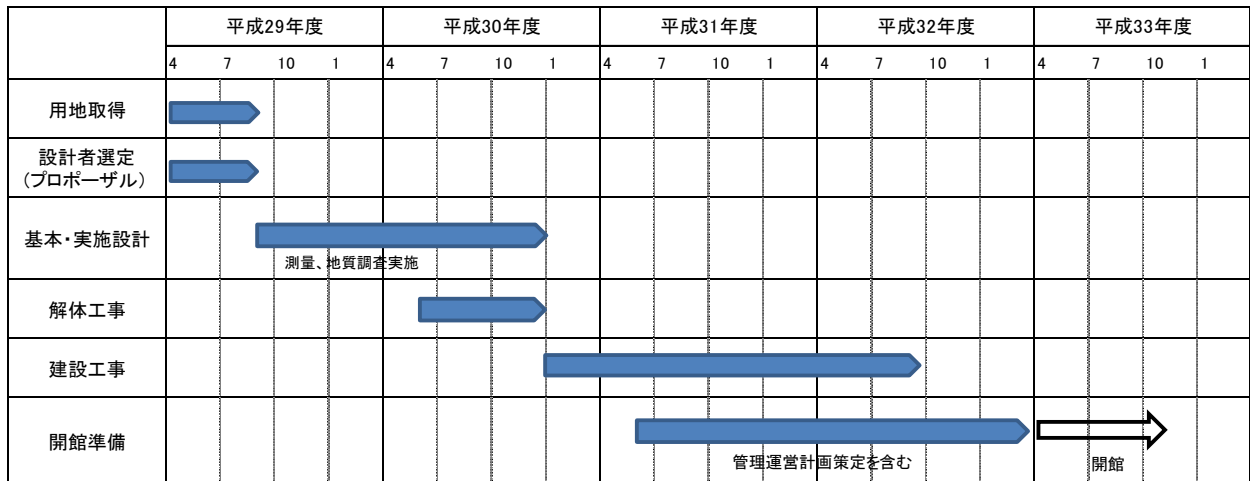
③管理運営計画策定

- ・管理主体を含め、新たな施設を市民が利用しやすく、有効なものとしていくために、管理運営計画を実施設計と併せて検討していきます。
- ・管理運営計画については、基本的に「事業計画」「貸館計画」「組織計画」「広報宣伝計画」「収支計画」「その他（開館準備体制、スケジュール）」などを検討します。

2. 事業スケジュール

- ・本施設の設計、建設、開館までのスケジュール（予定）は、次のとおりです。
- ・平成33年度当初の開館を目指します。

図 事業スケジュール



3. 概算事業費

他自治体の事例、建設単価などを元に事業費を想定しました。
財源については、事業費に対して適正な金額の確保に努めます。

(1) 概算事業費

本体工事費、設計費等を含め、概算工事費は約45億円と想定します。今後、設計段階で詳細な事業費を積算することになります。

(2) 財源の確保

過疎対策事業債、教育振興基金等を活用します。

参考資料

- みやま市総合市民センター（仮称）基本計画（案）提出にあたっての付言事項
- みやま市総合市民センター（仮称）基本計画検討委員会 委員名簿
- みやま市総合市民センター（仮称）基本計画検討委員会開催概要
- みやま市総合市民センター（仮称）基本計画検討委員会設置要綱

平成29年3月30日

みやま市長 西原 親 様

みやま市総合市民センター（仮称）基本計画検討委員会
委員長 中原 正勝

みやま市総合市民センター（仮称）基本計画（案）について（提出）

平成28年10月31日に市長より要請を受けた本委員会は、慎重な審議を重ね、別紙のとおり「みやま市総合市民センター（仮称）基本計画（案）」を取りまとめましたのでここに提出いたします。

なお、本委員会の審議過程で出された意見を付言いたしますが、総合市民センターの整備が文化芸術の振興、市民の心豊かな生活や活力ある社会の実現に寄与することを切に望みます。

付言事項

- (1) 総合市民センターの建設は、概算工事費が45億円の大規模事業となることが想定されるため、維持管理費を含め中長期的な視点による健全財政に留意し、事業推進に努めること。
- (2) 総合市民センターは本市の文化・交流の拠点となるため、コミュニティバスの整備など誰もが利用できる交通アクセスの環境整備を図ること。

みやま市総合市民センター（仮称）基本計画検討委員会 委員名簿

番号	氏名	所属	摘要
1	中原 正勝	公民館	委員長
2	木庭 誠	有識者	副委員長
3	徳永 重遠	市議会議員	
4	末吉 達二郎	市議会議員	
5	坂口 孝文	市議会議員	
6	河野 正勝	行政区長会	
7	芳野 征稔	行政区長会	
8	平木 博文	行政区長会	
9	松野 慎一	民生委員児童委員協議会	
10	近藤 順一	南筑後農業協同組合	
11	熊川 博基	商工会	
12	樺島 靖子	教育委員	
13	大城 和記	山門青年会議所	
14	内山田 建夫	社会福祉協議会	
15	石井 美枝子	文化協会	
16	小野 茂樹	体育協会	
17	今村 重久	有識者	
18	角 ミツエ	有識者	
19	齊藤 歳恵	公募委員	
20	三苫 知子	公募委員	

みやま市総合市民センター(仮称)基本計画検討委員会開催概要

	開催日	内 容
第1回	平成 28 年 10 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・設置要綱について ・委員長、副委員長の選任 ・提言書の報告 ・ワークショップ 「市民センターの役割(目指すもの)」 ・スケジュール(案)について
第2回	平成 28 年 11 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ 「市民センターに求める(求められる)機能、規模」 ・視察研修について
第3回	平成 28 年 12 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の構成(案)について ・諸室の機能、広さについて ・建設地について
視察 研修	平成 28 年 12 月 20 日	視察先 <ul style="list-style-type: none"> ・朝倉市 「朝倉市総合市民センター」 「朝倉市健康福祉館」 ・佐賀市 「佐賀市立諸富文化体育館」
第4回	平成 29 年 1 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・用地について ・諸室の機能及び規模について
第5回	平成 29 年 2 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画(素案)について
第6回	平成 29 年 3 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画(案)について

○みやま市総合市民センター（仮称）基本計画検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 みやま市の文化芸術活動の拠点となり市民が集う施設として、みやま市総合市民センター（仮称）の整備に係る基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、みやま市総合市民センター（仮称）基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）基本計画の策定に関すること。
- （2）その他基本計画の策定に関し必要な事項。

（組織）

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）公共団体等の代表者
- （2）公募による市民
- （3）その他市長が必要と認める者

2 前項の規定による公募の手続きは、みやま市審議会等の委員の公募に関する要綱（平成25年告示第103号）の規定によるものとする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める所掌事務が終了するときまでとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成28年9月30日から施行する。

